

平成31年3月定例教育委員会

教育長報告資料

<教育長報告>

- 2月定例県議会に提出される議案の作成に対する教育委員会の
意見について 1

30教総第153号
平成31年 2月15日

長崎県知事 様

長崎県教育委員会教育長



平成31年2月定例会に提出される議案に対する教育委員会の意見について

平成31年2月15日付け30財第90号で意見の聴取を求められた下記の議案等については、作成されて差し支えありません。

記

- 平成31年度長崎県一般会計予算のうち関係部分
- 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分
- 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 長崎県立長崎図書館の講堂の使用に関する条例を廃止する条例
- 長崎県立上五島海洋青少年の家条例を廃止する条例

30財第90号
平成31年2月15日

長崎県教育委員会教育長 様

長崎県知事 中村 法道



議案に対する教育委員会の意見の聴取について

下記のとおり、県議会に教育委員会関係議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

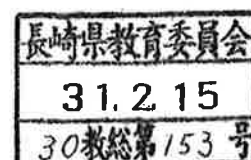
記

1 議案名等

- 平成31年度長崎県一般会計予算のうち関係部分
- 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分
- 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のうち関係部分
- 県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 長崎県立長崎図書館の講堂の使用に関する条例を廃止する条例
- 長崎県立上五島海洋青少年の家条例を廃止する条例

2 上程県議会

平成31年2月定例会



2月定例県議会における議案について

(1) 予算議案

- 平成31年度一般会計予算 . . . 別紙1 (P4)
- 平成30年度2月補正予算(通常補正) . . . 別紙2 (P8)
- 平成30年度2月補正予算(経済対策) . . . 別紙3 (P9)

(2) 条例議案

- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のうち
関係部分 . . . 別紙4 (P10)
- 県立高等学校等条例の一部を改正する条例 . . . 別紙5 (P11)
- 市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の
一部を改正する条例 . . . 別紙6 (P12)
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
. . . 別紙7 (P13)
- 長崎県立長崎図書館の講堂の使用に関する条例を廃止する条例
. . . 別紙8 (P14)
- 長崎県立上五島海洋青少年の家条例を廃止する条例
. . . 別紙9 (P16)

(3) 専決事項

- 契約の締結の一部変更について . . . 別紙10 (P18)
 - ①「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」(仮称)新築工事
 - ②「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」(仮称)電気工事
 - ③「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」(仮称)空調設備工事

別紙 1

平成 31 年度 当初 予算 (案) 一 覧

(単位:千円) 教育委員会

課 名	平成31年度 当初予算(案)	平成30年度 当初予算	比 較	当 初 予 算 額 の 財 源 内 訳				当 初 予 算 (案) の 主 な 内 容
				国庫支出金	県 債	そ の 他	一 般 財 源	
総 務 課	2,345,168	2,370,450	△ 25,282	180			2,344,988	○特別職職員・事務局職員給与費（社会教育、保健体育関係職員を除く）及び退職手当費 1,239,890 ○教育行政費 70,838 ○ながさき教育情報ネットワーク整備事業費 85,296 ○児童手当費(事務費含む) 685,520
教育環境整備課	8,762,685	8,277,699	484,986	3,089,787	2,441,400	820,289	2,411,209	○校地等整備費(高校) 278,748 ○校舎等整備費(高校) 1,049,873 ○施設整備費(特支) [校地121,310 校舎1,200,933] 1,322,243 ○公舎管理費 356,130 ○学校運営費(高校) 1,257,386 ○学校運営費(特支) 661,774 ○公立高等学校等就学支援費 2,629,101 ○公立高校奨学給付金事業費 402,031
教 職 員 課	119,418,682	120,030,248	△ 611,566	22,015,040		2,859,876	94,543,766	○教職員給与費及び教職員退職手当費 118,053,135
義務教育課	446,817	436,934	9,883	166,599			280,218	●21世紀型学力向上推進緊急プロジェクト費 1,825 ●小学校からの英語教育ボトムアップ事業費 3,754 ●ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業費 2,688 ○児童生徒の学力向上のための非常勤講師等配置支援事業費 22,317 ○統合型校務支援システム(長崎県推奨システム)構築事業 75,779 ○小学校管理費 192,330 ○中学校管理費 94,840
高校教育課	1,290,733	1,257,958	32,775	135,206	46,100	45,174	1,064,253	○外国語指導助手等招致費 235,901 ○スクールカウンセラー活用事業費 202,554 ○高等学校運営費 172,160 ○次世代型教育環境整備事業費 109,745 ○管理運営費(教育センター) 86,810 ○スクールソーシャルワーカー活用事業費 59,168 ○高校生の離島留学推進事業費 56,198 ○長崎発 未来の創り手育成プラン費 46,413 ○障害のある子どもの医療サポート事業費 43,072 ●教育相談事業費 18,484 ●サイエンス・テクノロジー人材育成事業費 3,080

課名	平成31年度 当初予算(案)	平成30年度 当初予算	比較	当初予算額の財源内訳				当初予算(案)の主な内容
				国庫支出金	県債	その他	一般財源	
生涯学習課	1,768,836	6,824,547	△ 5,055,711	37,258	248,700	189,817	1,293,061	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育関係職員給与費 704,876 ○家庭教育支援費 2,330 ●ふるさとを元気にする地域学校協働活動推進事業費 1,318 ●ミライon(未来につなぐ)子ども読書活動推進事業費 2,571 ○地域子ども教室推進事業費 20,756 ○青少年教育施設運営費 220,093 ○新県立図書館等整備事業費 564,134 ○ミライon図書館管理運営費 196,800
学芸文化課	716,906	804,849	△ 87,943	36,185		140,887	539,834	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校・高等学校文化活動推進事業費 24,575 ○文化財調査管理費 217,355 ○埋蔵文化財発掘調査受託事業費(新幹線) 122,249 ○埋蔵文化財センター管理運営費 164,694 ○宗家文書修復事業費 32,364 ○対馬歴史民俗資料館再整備事業費 78,444
体育保健課	1,485,186	1,525,603	△ 40,417	26,536	23,500	536,259	898,891	<ul style="list-style-type: none"> ○保健体育関係職員給与費 168,149 ○学校給食実施費 214,947 ○学校保健研究推進費 213,025 ○学校体育大会費 61,269 ●運動部活動指導員配置事業費 9,365 ○競技力向上特別対策費 190,611 ○競技力向上特別対策重点強化事業費 47,650 ○国民体育大会費 153,483 ○県立体育施設管理運営費 330,889
計	136,235,013	141,528,288	△ 5,293,275	25,506,791	2,759,700	4,592,302	103,376,220	(備考) ●:新規・拡充事業
計の内訳	給与費 (構成比)	120,166,050 (88.20%)	120,684,005 (85.27%)	△ 517,955				
	行政経費 (構成比)	16,068,963 (11.80%)	20,844,283 (14.73%)	△ 4,775,320				
県計②	697,708,305	696,037,402	1,670,903					

(主な計上事業)

○人口減少対策重点プロジェクト

①雇用の場の確保と若者の県内定着対策の強化

(単位：千円)

事業名	31年度当初	30年度当初	内 容	担当課
(新)【重点】 ふるさを活性化する キャリア教育充実事業 費	2,688	0	生徒が地元企業等の協力を得ながら仮想会社設立等に取り組む 職業体験学習を実施(県内の中学校8校)・検証し、本県の将来 を担おうとする実践力を育む学習プログラムを構築	教 委 義 務 教 育

I 交流でにぎわう長崎県

2. 交流を支える地域を創出する

(単位：千円)

事業名	31年度当初	30年度当初	内 容	担当課
対馬歴史民俗資料館再 整備事業費	78,444	196,157	対馬市が整備する対馬博物館(仮称)と併せて対馬歴史民俗資 料館を再整備し、調査研究・収蔵機能を強化 ・スケジュール(予定) H31年度～ 新施設への移転・開館準備 H32年度中 開館	教 委 学 芸 文 化

II 地域のみんが支えあう長崎県

3. 互いに支えあい見守る社会をつくる

(単位：千円)

事業名	31年度当初	30年度当初	内 容	担当課
スクールカウンセラー 活用事業費	202,554	202,553	児童生徒が抱える悩みを解消し、心の安定を図る教育相談体制 を確立するため、スクールカウンセラーを配置 ・スクールカウンセラーの配置校を拡大 280校→290校	教 委 高 校 教 育
スクールソーシャル ワーカー活用事業費	59,168	59,168	学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、児童生徒が置かれた 環境改善に向けた支援体制を充実させるため、スクールソー シヤルワーカーを配置 ・特にニーズの高い箇所へ配置拡充	教 委 高 校 教 育
【重点】 教育相談事業費	18,484	18,404	児童生徒、保護者、教職員等が抱える様々な悩みの解決を図る ための教育相談体制を整備 ・(新)SNS等を活用した相談体制の構築 6,171	教 委 高 校 教 育

4. 生きがいを持って活躍できる社会をつくる

(単位：千円)

事業名	31年度当初	30年度当初	内 容	担当課
新県立図書館等整備事 業費	564,134	5,748,187	大村市に設置する「ミライオン図書館」への移転・開館準備作 業や、長崎市の県立図書館本館の解体工事等を実施 ・移転・開館準備等にかかる経費 226,027 ・長崎市の県立図書館解体工事費等 338,107 ・スケジュール(予定) H31.10 ミライオン図書館開館 H32年度～ 郷土資料センター(仮称)建設工事	教 委 生 涯 学 習

(単位：千円)

事業名	31年度当初	30年度当初	内 容	担当課
(新)【重点】 運動部活動指導員配置 事業費	9,365	0	教員の多忙化解消、負担軽減を図るため、県立中学校・高等学校に運動部活動指導員を配置し、市町が中学校に配置する経費を一部助成 ・県立高等学校(11名、全額県負担) 4,288 ・県立中学校(1名、負担割合：国1/3 県2/3) 358 ・市町立中学校(21名、負担割合：国1/3 県1/3 市町1/3) 4,719	教 委 体 育 保 健

Ⅲ 次代を担う『人財』豊かな長崎県

5. 次代を担う子どもを育む

(単位：千円)

事業名	31年度当初	30年度当初	内 容	担当課
(新)【重点】 21世紀型学力向上推 進緊急プロジェクト費	1,825	0	基本的読解力を測定するリーディングスキルテスト(RST)を県内2地区で実施・検証して読解力育成プランを作成し、児童生徒の学力向上を推進	教 委 義 務 教 育
(新)【重点】 小学校からの英語教育 ボトムアップ事業費	3,754	0	小学校の外国語教育の早期化・教科化に伴う教員の指導力向上研修や、児童生徒が英語を活用する場の充実を図る取組等を実施 ・小学校教員を対象とした体験的研修の実施 1,922 ・イングリッシュパフォーマンスコンテストの開催 256 ・大学等と連携した先進的な研究実践等 1,576	教 委 義 務 教 育
(新)【重点】 サイエンス・テクノロ ジー人材育成事業費	3,080	0	県内大学と連携して児童生徒が自然科学に対する興味・関心を高める取組や、プログラミングを学びながら県内の大学・IT企業等との交流を図る講座等を実施	教 委 高 校 教 育
長崎発 未来の創り手 育成プラン	46,413	32,367	H32年度から導入される大学入学共通テスト等に対応できる効果的な授業形態を構築するため、英語の外部検定試験を活用したデータ収集・分析を実施 ・外部検定試験(4技能版)のデータ収集及び分析費等(対象：高校1・2年生)	教 委 高 校 教 育
次世代型教育環境整備 事業費	109,745	113,132	次世代の教育環境として必要な電子黒板を県立学校に整備し、特別支援学校には併せてタブレットパソコンを整備 ・電子黒板整備等 高等学校192教室、 特別支援学校17教室 101,469 ・タブレットパソコン 特別支援学校93台 8,276	教 委 高 校 教 育
(新)【重点】 ミライオン(未来につ なぐ)子ども読書活動 推進事業費	2,571	0	「第四次長崎県子ども読書活動推進計画」に基づき、発達段階に応じた読書習慣の定着等を図る取組を実施 ・「長崎県の子どもにすすめる本500選」の改訂 484 ・中学生ビブリオバトル大会の開催 571 ・図書ボランティアの育成研修・連携支援 1,227 ・司書教諭等研修会 289	教 委 生 涯 学 習
(新)【重点】 ふるさとを元気にする 地域学校協働活動推進 事業費	1,318	0	地域学校協働活動を推進するため、地域及び学校コーディネーターの資質向上・養成に向けた研修等を実施	教 委 生 涯 学 習

6. 産業を支える人材を育て、活かす

(単位：千円)

事業名	31年度当初	30年度当初	内 容	担当課
(新)【重点】 ふるさとを活性化する キャリア教育充実事業 費[再掲]	2,688	0	生徒が地元企業等の協力を得ながら仮想会社設立等に取り組む職業体験学習を実施(県内の中学校8校)・検証し、本県の将来を担おうとする実践力を育む学習プログラムを構築	教 委 義 務 教 育

別紙 2

平成 30 年 度 2 月 補 正 予 算 (通常補正) 一 覧

(単位:千円) 教育委員会

課 名	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補 正 額 の 財 源 内 訳				補 正 予 算 の 主 な 内 容	
				国庫支出金	県 債	そ の 他	一 般 財 源		
総 務 課	2,379,462	△ 69,256	2,310,206				△ 69,256	○職員退職手当 △ 20,471 ○教育行政費 △ 13,237 ○ながさき教育情報ネットワーク整備事業費 △ 16,834 ○児童手当費 △ 17,000	
教育環境整備課	9,116,579	△ 699,979	8,416,600	△ 189,425	△ 337,400	527	△ 173,681	○高等学校等進学促進費 △ 73,635 ○学校運営費 △ 141,837 ○校舎等整備費(高校) △ 147,421 ○施設整備費(特支) △ 299,118	
教 職 員 課	120,289,429	△ 286,243	120,003,186	50,283			△ 87,077	△ 249,449 ○教職員退職手当 △ 107,744 ○教職員旅費(小・中・高・特) △ 68,195 ○現業職業非常勤職員等経費 △ 29,599 ○教職員給与費(小・中・高・特:過不足調整) △ 77,914	
義務教育課	506,963	△ 20,928	486,035	△ 2,058			△ 18,870	○次期学習指導要領への対応を図る教科等指導力向上事業費 △ 1,200 ○児童生徒の学力向上のための非常勤講師等配置支援事業費 △ 6,174 ○ながさきキッズ イングリッシュ チャレンジ事業費 △ 3,200 ○小学校管理費 △ 3,300 ○中学校管理費 △ 6,000	
高校教育課	1,261,901	△ 42,020	1,219,881	△ 2,391			△ 2,500	△ 37,129 ○次世代型教育環境整備事業費 △ 15,000 ○教育研究・研修費 △ 5,900 ○外国語指導助手等招致費 △ 5,600 ○長崎発 未来の創り手育成プラン費 △ 5,000	
生涯学習課	6,872,378	△ 56,656	6,815,722	△ 1,159	△ 27,200	△ 17,920	△ 10,377	○新県立図書館等整備事業費 △ 50,746 ○地域子ども教室推進事業費 △ 1,360 ○(県立図書館)本館運営維持管理費 △ 1,130	
学芸文化課	804,849	△ 19,972	784,877	△ 3,119			△ 4,897	△ 11,956 ○重要遺跡情報保存活用事業費 △ 2,528 ○埋蔵文化財発掘調査受託事業費(新幹線) △ 3,661 ○埋蔵文化財センター管理運営費 △ 1,538 ○原の辻遺跡調査研究・保存活用事業費 △ 3,911 ○対馬歴史民俗資料館再整備事業 △ 5,237	
体育保健課	1,521,358	△ 52,692	1,468,666		△ 14,500	△ 19,655	△ 18,537	○学校保健推進費 △ 21,036 ○競技大会支援費 △ 11,957 ○体育施設管理運営費 △ 17,168	
計	142,752,919	△ 1,247,746	141,505,173	△ 147,869	△ 379,100	△ 131,522	△ 589,255		
計の内訳	給与費 (構成比)	120,949,633 (84.7%)	△ 206,920 (16.6%)	120,742,713 (85.3%)					
	行政経費 (構成比)	21,803,286 (15.3%)	△ 1,040,826 (83.4%)	20,762,460 (14.7%)					

平成30年度 2月補正予算（経済対策）一覽

別紙3

(単位:千円) 教育委員会

課名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳				補正予算の主な内容	
				国庫支出金	県債	その他	一般財源		
総務課	2,310,206		2,310,206						
教育環境整備課	8,416,600	1,083,712	9,500,312	164,958	918,700	0	54	○施設整備費(特支) 1,083,712 ・諫早特別支援学校校舎等改築工事 ・桜が丘特別支援学校校舎外壁改修工事 ・佐世保特別支援学校校舎外部改修工事	
教職員課	120,003,186		120,003,186						
義務教育課	486,035		486,035						
高校教育課	1,219,881		1,219,881						
生涯学習課	6,815,722		6,815,722						
学芸文化課	784,877		784,877						
体育保健課	1,468,666		1,468,666						
計	141,505,173	1,083,712	142,588,885	164,958	918,700	0	54		
計の内訳	給与費 (構成比)	120,742,713 (85.3%)	0	120,742,713 (84.7%)					
	行政経費 (構成比)	20,762,460 (14.7%)	1,083,712	21,846,172 (15.3%)					

件 名	要 旨	議案書 の 頁				
第18号議案 職員の勤務時間、 休暇等に関する条 例の一部を改正す る条例	<p>平成30年10月5日に行われた県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」並びに国家公務員の関係法令の改正状況等を踏まえ、時間外勤務命令の上限を設定するため次のとおり改正する。</p> <p><改正の内容></p> <p>時間外勤務命令の上限を人事委員会規則で規定するため、条例において人事委員会規則へ委任する規定を定めるもの。</p> <p>【時間外勤務命令の上限設定内容（概要）】</p> <table border="1" data-bbox="490 769 1912 1190"> <tbody> <tr> <td data-bbox="490 769 1099 927">1 2に掲げる職員以外の職員</td> <td data-bbox="1099 769 1912 927">2 他律的業務の比重の高い部署に勤務する職員又は臨時的な特別の事情のある業務に従事する職員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="490 927 1099 1190"> ① 1箇月45時間を超えない範囲内 ② 1年360時間を超えない範囲内 </td> <td data-bbox="1099 927 1912 1190"> ① 1箇月100時間未満 ② 1年720時間を超えない範囲内 ③ 2～6箇月平均80時間を超えない範囲内 ④ 1年のうち1箇月において45時間を超えることができるのは、年間6箇月まで </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 大規模災害への対応など避けることができない事由その他重要性・緊急性が高い業務であって、特に緊急に処理することを要するものに従事する職員に時間外勤務を命ずる場合には、適用しない。</p> <p><実施時期></p> <p>平成31年4月1日</p>	1 2に掲げる職員以外の職員	2 他律的業務の比重の高い部署に勤務する職員又は臨時的な特別の事情のある業務に従事する職員	① 1箇月45時間を超えない範囲内 ② 1年360時間を超えない範囲内	① 1箇月100時間未満 ② 1年720時間を超えない範囲内 ③ 2～6箇月平均80時間を超えない範囲内 ④ 1年のうち1箇月において45時間を超えることができるのは、年間6箇月まで	条 1 2
1 2に掲げる職員以外の職員	2 他律的業務の比重の高い部署に勤務する職員又は臨時的な特別の事情のある業務に従事する職員					
① 1箇月45時間を超えない範囲内 ② 1年360時間を超えない範囲内	① 1箇月100時間未満 ② 1年720時間を超えない範囲内 ③ 2～6箇月平均80時間を超えない範囲内 ④ 1年のうち1箇月において45時間を超えることができるのは、年間6箇月まで					

件名	要旨	議案書の頁
<p>第30号議案 県立高等学校等条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 改正の趣旨 県立高等学校等証明手数料について、他県の状況等を踏まえ、所要の改正を行うものである。</p> <p>2 改正内容 県立高等学校等証明手数料を350円から400円に改定する。</p> <p>3 施行日 平成31年4月1日</p>	<p>条35</p>

件 名	要 旨	議案書の頁																								
第31号議案 市町村立学校県費負担 教職員定数条例及び県 立学校職員定数条例の 一部を改正する条例	1 改正要旨 <p>児童生徒数等により算定される教職員定数の増減や県単定数の減などに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> 2 改正内容 <table border="1" data-bbox="607 695 1951 1121"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村立学校 県費負担教職員</td> <td>小学校、中学校</td> <td>9,091人</td> <td>9,080人</td> <td>△11人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県立学校職員</td> <td>中学校、高等学校</td> <td>2,855人</td> <td>2,837人</td> <td>△18人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>1,212人</td> <td>1,221人</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>13,158人</td> <td>13,138人</td> <td>△20人</td> </tr> </tbody> </table> 3 施行日 平成31年4月1日	区 分		30年度	31年度	増 減	市町村立学校 県費負担教職員	小学校、中学校	9,091人	9,080人	△11人	県立学校職員	中学校、高等学校	2,855人	2,837人	△18人	特別支援学校	1,212人	1,221人	9人	合 計		13,158人	13,138人	△20人	条36
区 分		30年度	31年度	増 減																						
市町村立学校 県費負担教職員	小学校、中学校	9,091人	9,080人	△11人																						
県立学校職員	中学校、高等学校	2,855人	2,837人	△18人																						
	特別支援学校	1,212人	1,221人	9人																						
合 計		13,158人	13,138人	△20人																						

条 例 案

教職員課

件 名	要 旨	議案書 の 頁
第32号議案 学校職員の特殊 勤務手当に關す る条例の一部を 改正する条例	<p>1 改正要旨 教員特殊業務手当の額を義務教育費国庫負担金の算定基準の見直しに準じ、 所要の改正をしようとするものである。</p> <p>2 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none">・教員特殊業務手当(部活動手当)の改定 4時間程度3,600円 → 3時間程度2,700円 <p>3 施行日</p> <p>平成31年4月1日</p>	条38

条 例 案

生涯学習課

件 名	要 旨	議案書の頁
<p>第33号議案 長崎県立長崎図書館の講堂の使用に関する条例を廃止する条例</p>	<p>1. 要旨 平成31年度に長崎県立長崎図書館の講堂を解体するにあたり、長崎図書館の講堂の使用に関し必要な事項を定めた条例を廃止する。</p> <p>2. 施行期日 平成31年4月1日</p> <p>3. 経過措置 (1) 経過措置の内容 この条例による廃止前の長崎県立長崎図書館の講堂の使用に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条ただし書の規定による使用料の還付については、なお従前の例による。 旧条例第10条の規定は、施行日後においても、なおその効力を有する。</p> <p>(2) 経過措置を設ける理由 廃止後に利用料金を還付し、又は施設の現状回復若しくは損害賠償を求める可能性があり、これらに係る規定（第6条ただし書きの規定による使用料の還付及び第10条）に条例廃止後も効力を持たせるため、廃止する条例の附則に経過措置を設けるもの。</p> <p>4. 参考【旧条例第5条、第6条及び第10条】 （使用料） 第5条 講堂を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。 2 前項の使用料は、特段の事情により必要があると認められる者に対しては、減免することができる。</p>	<p>条40</p>

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責に帰することができない事由により使用の目的を達することができないときは、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 使用者が施設、設備等を損傷し、若しくは紛失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

別表(第5条関係)

名 称	時 間 区 分	金 額
講堂使用料	午前9時から正午まで	1,720円
	正午から午後5時まで	2,910円
	午後5時から午後8時まで	2,370円

条 例 案

生涯学習課

件 名	要 旨	議案書 の 頁
<p>第34号議案 長崎県立上五島海洋 青少年の家条例を廃止 する条例</p>	<p>1. 要旨</p> <p>長崎県立上五島海洋青少年の家を平成31年4月1日に新上五島町へ移譲するにあたり、当該施設の設置及びその管理に関する事項を定めた条例を廃止するもの。</p> <p>2. 移譲の経緯</p> <p>建物敷地が町有地であり、平成元年供用開始以来、町が管理運営してきたことや地元利用率が高いことから、行財政改革に基づき、町への移譲を協議してきたところ、より地元に着した地域振興に資する柔軟な運営ができることから、新上五島町へ移譲するもの。</p> <p>3. 施行期日</p> <p>平成31年4月1日</p> <p>4. 経過措置</p> <p>(1) 経過措置の内容</p> <p>この条例による廃止前の長崎県立上五島海洋青少年の家条例（以下「旧条例」という。）第12条から第14条までの規定は、施行日後においても、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第12条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。</p> <p>(2) 経過措置を設ける理由</p> <p>廃止後に利用料金を還付し、又は施設の現状回復若しくは損害賠償を求める可能性があり、これらに係る規定（第12条から第14条まで）に条例廃止後も効力を持たせるため、廃止する条例の附則に経過措置を設けるもの。</p>	<p>条41</p>

5. 参考【旧条例第12条から第14条】

(利用料金の還付)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 第8条5号の規定に該当することを理由として、同条の規定により利用の許可を取り消され、又はその利用を中止されたとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、第9条の規定による青少年の家の利用の変更又は中止に係る承認を受けたとき。

(原状回復)

第13条 利用者は、青少年の家の利用を終了したとき又は第8条の規定により利用の許可を取り消され、若しくはその利用を中止されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第14条 青少年の家、その附属設備、立木等をき損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

契約の締結の一部変更について

次の工事請負契約中契約金額を以下のとおり変更するものとする。

工事名	工事箇所	契約の締結の一部変更を 報告した議会	(変更前) 契約金額
			(変更後) 契約金額
「長崎県立・大村市立一体型図書館及び 大村市歴史資料館」(仮称)新築工事	大村市東本町	平成30年3月 定例県議会	5,575,903,920円
			5,597,564,400円
「長崎県立・大村市立一体型図書館及び 大村市歴史資料館」(仮称)電気工事	大村市東本町	平成30年3月 定例県議会	635,453,640円
			636,109,200円
「長崎県立・大村市立一体型図書館及び 大村市歴史資料館」(仮称)空調設備工事	大村市東本町	平成30年3月 定例県議会	832,616,280円
			834,414,480円